

## 稚内市スポーツ合宿誘致推進連絡協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、稚内市スポーツ合宿誘致推進連絡協議会（以下「協議会」）という。

### (目 的)

第2条 協議会は、稚内市において実施されるスポーツ合宿を誘致し、スポーツの振興と地域の活性化を目指して、その円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 合宿誘致に関すること。
- (2) 合宿に係る諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 合宿実施団体に対する補助に関すること。
- (4) その他第2条の目的達成に関し必要なこと。

### (組 織)

第4条 協議会は、市内のスポーツ団体、関係団体等によって組織する。

### (役 員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 若干名
  - (3) 理 事 若干名
  - (4) 監 事 2 名
- 2 会長以下、役員は委員の互選とする。
  - 3 会長は、協議会を代表し事業を統括する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 理事は、事業を執行する。
  - 6 監事は、会計を監査し協議会の会議において報告する。
  - 7 会長、副会長及び監事を相互に兼ねることはできない。

### (役員任期)

第6条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の役員については2年とする。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、再任することを妨げないものとする。

### (会 議)

第7条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は最高決議機関であり、毎年年度当初に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

- (1) 総会は、会長が招集し議長となる。

(2) 総会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 議事の議決は出席役員の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

3 理事会は総会に次ぐ決議機関で、会長が必要と認めたとき招集する。

(1) 理事会は、会長が招集し議長となる。

(2) 理事会は、出席役員をもって成立する。

(3) 議事の議決は出席役員の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、一般財団法人稚内市スポーツ協会に置く。

(会計)

第9条 協議会の業務に要する経費は、補助金、負担金その他をもって充てる。

2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第10条 この規約を変更する場合は、協議会総会の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

1. この規約は、協議会の設立の日（平成22年4月28日）から施行する。

2. 設立時の役員の任期は、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3. この規約は、令和1年10月1日から施行する。

稚内市スポーツ合宿誘致推進協議会構成団体

稚内市、稚内市教育委員会、一般財団法人稚内市スポーツ協会、  
稚内スポーツ振興協賛会、稚内観光協会、稚内ホテル旅館業組合、  
稚内観光物産協会、(株)北海道中央研究所、(株)稚内振興公社